



## 委任・受任における本人確認について

マイナンバーが記入された申請・届出を受け付ける際に正しい番号であることの「番号確認」と当該手続きを行っている者が正しい番号の持主であることの「身元確認」を行う必要があります。  
**「番号確認」＋「身元確認」＝「本人確認」となります。**

本人確認の実施者は以下のとおりとなります。

	番号確認実施者	身元確認実施者
事業主	当組合	当組合
事業主以外の組合員	当組合	事業主
家族	当組合	組合員

※国民健康保険法上、事業主という概念がない為、組合員からの申請・届出が原則となり、事業主は所属する組合員及びその家族の個人番号を見れないという解釈ができます。しかし、当組合の規約上、加入及び喪失の手続きに関しては事業主を通して行う必要があります。

そこで、様式内でその手続きを組合員が事業主に委任、事業主が受任することで事業主の個人番号の閲覧が許されることとなり、事務手続きの「取次者」となることができます。

※**事業主以外の組合員は上記「委任・受任」契約を申請書・届出書で結んだことにより身元確認書類の添付を省略することができます。**また、組合員の家族は組合員が身元確認をしたとみなされるため身元確認書類の添付を省略することができます。



## 本人確認書類について

下記の必要書類等が必要となりますので、申請の際は添付をお願いいたします。

- ・個人情報保護の観点から**必ず配達記録の残る書留等**で送付をお願いいたします。
- 事業主が加入・喪失する場合（身元確認書類と番号確認の両方が必要）**

(1)		(2)
・個人番号カード <b>両面</b> の写し 1通  （番号確認と身元確認の両方が可能）	又は	①番号確認 ・通知カードの写し 1通  ②身元確認書類 ・運転免許証の写し ・パスポートの写し ・戸籍謄本の写し＋年金手帳の写し  上記3点のうちいずれか1通

※(2)については①と②両方が必要です。

- 事業主以外の組合員、及びその家族が加入・喪失する場合（番号確認書類が必要）**

(1)		(2)
・個人番号カード <b>裏面</b> の写し 1通	又は	・通知カードの写し 1通